

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月9日（平成28年（行個）諮問第130号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第5号）

事件名：本人に係る特定の訴訟に関して行政部内で作成された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、本人が国を被告として提起した訴訟に関し、東京労働局の担当官が訴訟の経過を取りまとめた経過報告の文書等に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報の一部を不開示としたことは、妥当であり、また、諮問庁が別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報を追加して特定し、開示すべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月18日付け東労発総個開第27-755号及び第27-756号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、開示されていない保有個人情報の開示を求めるとともに原処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 第27-755号の決定について、以下の文書が存在すると推認されるところ、開示されていないので開示を求める。

- ① 平成25年7月24日の電話記録が開示されているが、その中にある同年7月22日付の手紙（東京労働局から開示請求人宛の連絡文書）の控
- ② 平成25年8月2日付保有個人情報開示請求にかかる申入書受理通知書が開示されているが、同日付の別添「申入書」

- ③ ①と同様，平成25年11月13日の件について，同日以前に出された東京労働局から開示請求人宛の連絡文書（控），及び，開示請求人と特定職員との間でかわされた電話記録
- ④ 平成25年7月26日付，東京法務局長宛の「審査官決定書の審査資料綴一式の開示について」の報告書（含別紙）が開示されているが，同様に，同年8月2日及び11月13日になされた開示等の実施について，当日（ないし一両日中）に作成した記録又は報告書があると考えられるので，その各記録又は各報告書（含別紙）
- ⑤ 平成25年11月19日付開示請求人事件に係る調査回報（2）についてにある「別紙調査回報（2）」，並びに，「別添（案1）及び（案2）」に添付された「調査回報書（2）」等

イ 不開示部分の決定の取消しを求める。

当該情報を開示したとしても，訴訟における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれが具体的にあるとは考えられない。不開示情報に該当しないと考えるので，全部開示を求める。

（2）意見書

ア 理由説明書「3（2）不開示情報該当性について」について

（ア）本件開示請求の対象は，処分庁が作成・保有している，別件保有個人情報開示請求で開示された個人情報の是非を巡る訴訟に関する保有個人情報である。

（イ）諮問庁は，「本件対象保有個人情報は，国の争訟事務に関するものであるところ，本来訴訟は，相手方と対等な立場で遂行するものであって，当事者としての利益を保護する必要があり，仮に訴訟において，一方の当事者の内部情報を明らかにすれば，その相手方が著しく有利となり，当事者の地位を不当に害するおそれがある。」としている。

（ウ）もとより，審査請求人も，訴訟は相手方と対等な立場で遂行するものであってほしいと望んではいるが，国を相手方とする行政訴訟において，国と個人が対等であった例しはない。本件のように情報公開に関するものでは，処分庁が全ての情報を握っているのであって，審査請求人はその開示に待つしかない。そして，法の趣旨は，保有個人情報を全て開示することを原則としている。不開示は例外である。

（エ）仮に，一方の当事者（国である）の内部情報が明らかにされれば，その相手方（審査請求人）が著しく有利となるようなことがあるとすれば，そのような個人情報が不開示にされるということは，国に著しく有利な地位を与え，その相手方の利益は害されていることに他ならない。

この場合、保護を受ける当事者は、一方の当事者である国だけである。しかし、法の趣旨に照らして考慮されなければならないのは、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等であって、国のそれではない。そもそも国は、一方の当事者ではあるが、国に当事者としての地位を保護すべき必要があるのか疑問である。

(オ) 諮問庁によると、「原処分において不開示とした部分は、口頭弁論前及び後の法務局との打ち合わせにおける担当者同士のやりとりが記載されている。」ということである。

諮問庁は、「当事者の地位を不当に害するおそれがある。」とするが、仮にそのような「おそれ」があるとしても、それは当該訴訟についてである。従って、当該訴訟が終結したものについては、当該「不開示情報」を明らかにしたとしても、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれは何らないのである。

(カ) この点について、諮問庁は、当該訴訟に関する「おそれ」ではなく、「今後の国の争訟に関する事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められ、・・・不開示とすることが妥当である。」とする。

このように、未来の不確実な争訟に関しての不当に害するおそれを引き合いにして不開示とするのは、法の趣旨に反している。

(キ) 不開示とされている当該打ち合わせ事項は、当該訴訟においてなされたものである。今後の争訟については、その争訟毎に打ち合わせがされるものであるから、本件不開示情報が明らかになったとしても、今後の争訟における国の当事者としての地位を不当に害するおそれが具体的にあるとは考え難い。

(ク) 法14条7号口は、国の当該争訟に係る事務に関しての不開示情報を認めていると考えられ、諮問庁のように不確実な「今後の争訟」にまで「おそれ」を拡大適用させるのは、不開示情報を際限なく拡大させることになり、法を逸脱していると考えられる。

(ケ) よって、本件の不開示とされた部分は、法14条7号口の不開示情報に該当せず、開示が認められるべきである。

イ 理由説明書「3(4)イ」について

諮問庁が裁判所に提出しているとしている「乙第32号証」は、平成26年1月29日付の「東京労働局労働基準部長」宛のものである。

審査請求人が開示を求めているのは、平成25年8月2日及び同年11月13日に関する、各当日（ないし一両日中）作成のもので、宛名は東京法務局長（ないし東京労働局労働基準部長）のものである。

ウ 理由説明書「3（4）ウ」について

諮問庁は、審査請求書（上記（1）ア）の①及び③の文書について、確認したがなかった、としているが、訴訟に関連して担当者が作成したものであるから、処分庁において保有されていると考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- （1）本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年1月28日付けで、処分庁に対して、法12条1項に基づき、平成25年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）及び平成26年（行コ）第Y号の訴訟（東京高裁）に関して、行政部内で作成された文書（含表紙等。ただし、裁判所に提出された文書は除く。）に係る開示請求を行った。
- （2）これに対して、処分庁が平成28年3月18日付け東労発総個開第27-755号及び同日付け東労発総個開第27-756号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、同年5月16日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分については、法14条7号ロに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。なお、原処分における対象文書の特定については、下記3（3）のとおり、本件開示請求対象保有個人情報と特定し、新たに開示する。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が国を被告として提起した訴訟に関し、東京労働局の担当官が訴訟の経過を取りまとめた経過報告の文書等に記載された保有個人情報である。

本件対象保有個人情報は、東京労働局において、請求者に係る訴訟関係資料の一式を編てつしたA4判のファイルに保管されているため、処分庁は、当該訴訟関係資料の中から該当する保有個人情報を特定し、開示したものである。

なお、諮問庁においては、本件審査請求を受け、他に本件対象保有個人情報が存在しないか確認したところ、下記3（3）のとおり、本件対象保有個人情報とすべき情報が特定されたため、これについて新たに開示する。

（2）不開示情報該当性について

法14条7号ロにおいて、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上

の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものについては、不開示情報としている。

本件対象保有個人情報、国の争訟事務に関するものであるところ、本来訴訟は、相手方と対等な立場で遂行するものであって、当事者としての利益を保護する必要がある。仮に訴訟において、一方の当事者の内部情報を明らかにすれば、その相手方が著しく有利となり、当事者の地位を不当に害するおそれがある。

原処分において不開示とした部分は、口頭弁論前及び後の法務局との打ち合わせにおける担当者同士のやりとりが記載されている。当該打ち合わせ事項は、訴訟当事者としての対処方針について検討した内容であり、当該不開示部分が開示された場合、当該部分に記載されている訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る協議・検討の内容が具体的に明らかになることによって、たとえ当該訴訟事件が終了し、判決が確定しているものであっても、今後も同種の訴訟が提起された場合に、本件不開示部分に記載された内容を子細に分析することにより、どの段階でどのように対応するかといった国の訴訟における内部的な情報が明らかにされることで、今後の国の争訟に関する事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められ、法14条7号口の不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

なお、訴訟の経過を取りまとめた文書の開示が争点とされた別件の答申（平成26年度（行個）答申第108号等）においても、同様の判断が示されている。

（3）新たに開示する文書について

諮問庁は、本件審査請求を受けて、処分庁の担当職員をして、行政部内で作成した文書を再確認したところ、請求者が審査請求書の中で、「第27-755号の決定について、文書が存在すると推認されるところ、開示されていないので開示を求める」と主張するもののうち、「⑤平成25年11月19日付開示請求人事件に係る調査回報（2）」についてにある「別紙調査回報（2）」、並びに「別添（案1）及び（案2）」に添付された「調査回報書（2）」等については、作成され保有していることが判明したことから、当該文書を本件対象保有個人情報として特定し、新たに開示する。

（4）請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「第27-755号の決定について、以下の文書が存在すると推認されること、開示されていないので開示を求める」と主張する。

ア ②について

平成25年8月2日付けの別添「申入書」は、請求者が作成した文

書であり、行政部内で作成された文書ではないため、開示請求内容から本件対象保有個人情報には該当しない。

イ ④のうち「11月13日になされた開示等の実施について、当日（ないしは一両日中）に作成した記録又は報告書があると考えられるので、その各記録又は各報告書（含別紙）」は、乙第32号証として裁判所に提出しているため、開示請求内容から本件対象保有個人情報には該当しない。

ウ 上記3（3）、ア及びイ以外の文書について

本件対象保有個人情報は、東京労働局において、請求者に係る訴訟関係資料一式を編てつしたA4判のファイルに保管されているところ、当該ファイル等を確認したが、請求者が主張する文書はなかった。また、本件開示請求及び審査請求を契機として、担当職員が、他の訴訟関係資料が綴られたファイル等についても確認したが、請求者が主張する文書はなかった。

4 結論

以上のとおり、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした情報のうち、上記3（3）に掲げる情報を新たに開示した上で、その余の情報については、法14条7号口に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年8月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月8日 | 審議 |
| ④ 同月20日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年12月1日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 平成29年4月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条7号口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書1について、他に別紙の2に掲げる文書が存在するので、当該文書に記録された保有個人情報を開示するとともに、原処分で不開示とされた部分を開示することを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、別紙の2の⑤に掲げる文書に記録された保有個人情報として、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報を追加

して特定して開示するが、別紙の2の①及び③に掲げる文書に記録された保有個人情報については、これを保有しておらず、別紙の2の②及び④に掲げる文書に記録された保有個人情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから不開示とするとし、原処分で不開示とした部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 別紙の2の⑤に掲げる文書について

諮問庁は、審査請求人が開示すべきとしている別紙の2の⑤に掲げる「平成25年11月19日付開示請求人事件に係る調査回報(2)」についてにある「別紙調査回報(2)」，並びに、「別添(案1)及び(案2)」に添付された「調査回報書(2)」等について、別紙の3に掲げる「調査回報(2)」を特定し、新たに開示すべきとしている。

諮問庁から、当該文書の提示を受けて確認したところ、当該文書は、「調査回報(2)」という標題の文書であり、審査請求人に係る訴訟に関連して行政部内で作成された文書であると認められることから、諮問庁が別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定し、新たに開示すべきとしていることは、妥当である。

(2) 別紙の2の②に掲げる文書について

諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(4)ア)において、別紙の2の②に掲げる「平成25年8月2日付けの別添「申入書」」は、審査請求人が作成した文書であり、行政部内で作成された文書ではないため、開示請求内容から本件請求保有個人情報には該当しない旨説明する。

諮問庁から、当該文書の提示を受けて確認したところ、当該文書は、審査請求人から東京労働局長宛てに提出された文書であると認められることから、行政部内で作成された文書ではないとする上記諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該文書に記録された保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報ではあっても、本件請求保有個人情報に該当するとは認められない。

(3) 別紙の2の①及び③に掲げる文書について

ア 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(4)ウ)において、本件対象保有個人情報は、東京労働局において、審査請求人に係る訴訟関係資料一式を編てつしたA4判のファイルに保管されているところ、当該ファイル等を確認したが、審査請求人が主張する文書はなかつ

た。また、本件開示請求及び審査請求を契機として、担当職員が、他の訴訟関係資料がつづられたファイル等についても確認したが、審査請求人が主張する文書はなかった旨説明する。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 別紙の2の①及び③に掲げる文書のうち、平成25年7月22日付けの手紙の控え及び同年11月13日以前に出された東京労働局から開示請求人宛ての連絡文書（控）について

当該文書は、東京労働局に連絡先電話番号を教示していない審査請求人に対して、東京労働局の職員が連絡を取るために送付した文書（手紙）であると思われるが、このような文書は、通常、決裁行為を行わず、担当者の裁量により送付するものであることから、その控えは保有していない。仮に、当該文書の控えが保存されていたとしても、厚生労働省文書管理規程（平成13年厚生労働省訓第21号）37条に規定する保存期間が1年未満となる文書に該当し、本件開示請求が行われた平成28年1月の時点では、既に廃棄されている。

(イ) 別紙の2の③に掲げる文書のうち、平成25年11月13日の件について、開示請求人と特定職員との間で交わされた電話記録について

審査請求人は、東京労働局の特定職員との電話記録の開示を求めているが、当該特定職員に確認したところ、審査請求人と電話でやり取りしたことは事実であるが、電話記録の作成は行っていなかったとのことである。そもそも、厚生労働省において、職員が電話対応を行った際に、電話記録を作成しなければならないといった内部規定等は存在しないことから、本件においても電話記録は存在していない。

ウ 上記イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、上記アの文書探索の範囲及び方法も不十分であるとは認められない。

したがって、東京労働局において、別紙の2の①及び③に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有しているとは認められない。

(4) 別紙の2の④に掲げる文書について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4）イ）において、別紙の2の④に掲げる文書のうち「11月13日になされた開示等の実施について、当日（ないしは一両日中）に作成した記録又は報告書があると考えられるので、その各記録又は各報告書（含別紙）」は、乙第32号証として裁判所に提出しているため、開示請求内容から

本件対象保有個人情報には該当しない旨説明する。

イ これに対して、審査請求人は、審査請求書において、再度、別紙の2④の文書名を明示した上で、文書が存在すると想定されるところ、開示されていないので開示を求める旨主張し、さらに、意見書において、諮問庁が裁判所に提出しているとしている「乙第32号証」は、平成26年1月29日付の「東京労働局労働基準部長」宛のものであり、審査請求人が開示を求めているのは、平成25年8月2日及び同年11月13日に関する、各当日（ないし一両日中）作成のもので、宛名は東京法務局長（ないし東京労働局労働基準部長）のものである旨主張していることから、以下、諮問庁が裁判所に提出したとする「乙第32号証」の保有個人情報該当性ではなく、審査請求人が存在すると主張する文書の保有の有無について検討する。

ウ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 審査請求人の別件保有個人情報の開示請求に関して、以下のよう
な経緯がある。

a 東京労働局は、平成22年7月9日に最初の開示を行ったが、開示決定どおりの開示が実施されていなかったことが判明したため、平成25年7月26日に2回目の開示（閲覧及び複写物の交付）を行った。

b 2回目の開示を行ったが、東京労働局は、審査請求人への説明が不足していたと判断したため、もう一度説明及び開示を行いたい旨審査請求人に伝えたところ、平成25年8月2日に審査請求人が東京労働局を訪問した（3回目の開示）。しかし、東京労働局の説明に納得しなかったため、別紙の2の②に掲げる「申入書」が提出された。

c 東京労働局は、平成25年9月26日に当該保有個人情報の開示請求に係る訴訟の口頭弁論において、裁判所から、提出した乙号証各書証について精査するよう求められたことから、その内容を精査したところ、同年7月26日に審査請求人に交付した複写物に不備があったことが判明したため、同年11月13日に4回目の開示（複写物の交付）を行った。

(イ) 上記(ア) aの2回目（平成25年7月26日）の開示については、次回の口頭弁論の期日が迫っていたことから、当日に記録を作成し、東京法務局長宛て報告しており、その報告書は、本件開示請求において開示している。なお、東京労働局労働基準部長には、平成25年7月29日付けの報告書により報告しており、当該報告書は、「乙第20号証」として裁判所へ提出している。

さらに、3回目（平成25年8月2日）及び4回目（同年11月13日）の開示については、それぞれ同年8月5日付け及び平成26年1月29日付けで東京労働局労働基準部長宛ての報告書として取りまとめ報告しており、いずれも「乙第21号証」及び「乙第32号証」として裁判所に提出している。

(ウ) 上記(イ)のとおり、2回目（平成25年7月26日）の開示については、次の口頭弁論の期日が迫っていたことから、当日に記録を作成しているが、3回目（同年8月2日）及び4回目（同年11月13日）の開示については、そのような状況ではなかったため、当日又は一両日中に記録は作成していない。

したがって、審査請求人が主張する「平成25年8月2日及び11月13日に関する、各当日（ないし一両日中）作成のもので、宛名は東京法務局長（ないし東京労働局労働基準部長）の記録」については、作成しておらず、東京労働局においてこれを保有していない。なお、本件審査請求を契機として、念のため、東京労働局の事務室、書庫等を探索する等により確認したが、審査請求人が主張する文書はなかった。

エ 上記ウの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとは認められない。

したがって、東京労働局において、別紙の2の④に掲げる文書に記録された保有個人情報保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 審査請求人は、意見書において、本件不開示部分の不開示情報該当性について、「諮問庁は、「当事者の地位を不当に害するおそれがある。」とするが、仮にそのような「おそれ」があるとしても、それは当該訴訟についてである。従って、当該訴訟が終結したものについては、当該「不開示情報」を明らかにしたとしても、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれは何らない」、「未来の不確実な争訟に関しての不当に害するおそれを引き合いにして不開示とするのは、法の趣旨に反している」旨主張する。

(2) これに対し、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

原処分において不開示とした部分は、口頭弁論前及び後の法務局との打合せにおける担当者同士のやり取りが記載されている。当該打合せ事項は、訴訟当事者としての対処方針について検討した内容であり、当該不開示部分が開示された場合、当該部分に記載されている訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る協議・検討の内容が具体的に明

らかになることによって、たとえ当該訴訟事件が終了し、判決が確定しているものであっても、今後も同種の訴訟が提起された場合に、本件不開示部分に記載された内容を子細に分析することにより、どの段階でどのように対応するかといった国の訴訟における内部的な情報が明らかにされることで、今後の国の争訟に関する事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

- (3) そこで、本件対象保有個人情報を見分すると、不開示部分には、訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る協議・検討の内容が具体的に記載されていることが認められる。

たとえ当該訴訟事件が終了し、判決が確定しているものであっても、今後も法に基づく開示請求に係る処分に関して同種の訴訟が提起される蓋然性は高いとみることができる。そうすると、本件の不開示部分を開示した場合、当該部分に記載されている、訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る協議・検討の内容が具体的に明らかになり、不開示部分に記載された内容を子細に分析することにより、どの段階でどのように対応するかといった国の訴訟における内部的な情報が明らかにされることで、今後の国の争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、当審査会では、訴訟の経過を取りまとめた文書に記録された保有個人情報の開示が争点とされた別件の答申（平成26年度（行個）答申第108号等）においても、同様の判断を示してきたところである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条7号口に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は同号口に該当すると認められるので、妥当であり、また、諮問庁が別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報を追加して特定し、開示すべきとしていることについては、東京労働局において、当該保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、別紙の2の②に掲げる文書に記録された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

文書1 平成25年(行ウ)第X号の訴訟(東京地裁)に関して、行政部内で作成された文書(含表紙等)ただし、裁判所に提出された文書は除く

文書2 平成26年(行コ)第Y号の訴訟(東京高裁)に関して、行政部内で作成された文書(含表紙等)ただし、裁判所に提出された文書は除く

2 審査請求人が開示を求める保有個人情報記録された文書

- ① 平成25年7月24日の電話記録が開示されているが、その中にある同年7月22日付の手紙(東京労働局から開示請求人宛の連絡文書)の控
- ② 平成25年8月2日付保有個人情報開示請求にかかる申入書受理通知書が開示されているが、同日付の別添「申入書」
- ③ ①と同様、平成25年11月13日の件について、同日以前に出された東京労働局から開示請求人宛の連絡文書(控)、及び、開示請求人と特定職員との間でかわされた電話記録
- ④ 平成25年7月26日付、東京法務局長宛の「審査官決定書の審査資料綴一式の開示について」の報告書(含別紙)が開示されているが、同様に、同年8月2日及び11月13日になされた開示等の実施について、当日(ないし一両日中)に作成した記録又は報告書があると考えられるので、その各記録又は各報告書(含別紙)
- ⑤ 平成25年11月19日付開示請求人事件に係る調査回報(2)についてにある「別紙調査回報(2)」, 並びに、「別添(案1)及び(案2)」に添付された「調査回報書(2)」等

3 諮問庁が新たに特定して開示すべきとする保有個人情報記録されている文書

調査回報(2)